

## 学校選択制に関する調査結果資料

資料 1 学校選択制に関する全国の状況・・・・・・・・・・ P 1

小・中学校における学校選択制等の実施状況（平成18年度調査）

資料 2 学校選択制導入自治体の認識・・・・・・・・・・ P 6

学校選択制の状況について（平成20年度調査）

## I. 学校選択制に関する全国状況

小・中学校における学校選択制等の実施状況（文部科学省による平成18年度の調査）より

### 1.調査の趣旨

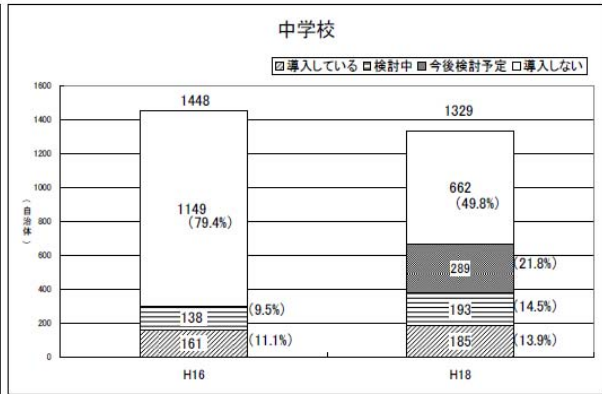
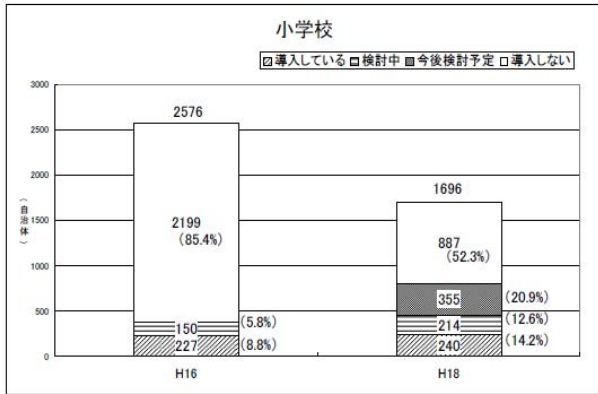
- 市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上（複数）ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校（児童・生徒が入学すべき学校）を指定することとされています。【学校教育法施行令第5条第2項】  
 その際、学校の指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、あらかじめ、地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に「通学区」を設定し、これに基づいて就学すべき学校が指定されることが一般的です。
- 市町村教育委員会の中には、いわゆる「学校選択制」として、保護者の選択により就学すべき学校の指定を行う取組も見られるところです。【同法施行規則第32条】  
 こうした取組を行うかどうかは、あくまでも市町村教育委員会の判断ですが、文部科学省としては、地域の実情や保護者の意向に十分配慮しつつ、児童生徒の具体的な事情に応じた就学校の指定が行われるよう促しています。（参考1参照）
- 今回の調査は、各自治体における学校選択制等の実施状況を把握し、今後の行政施策の参考とするために行ったものです。

### 2.調査対象

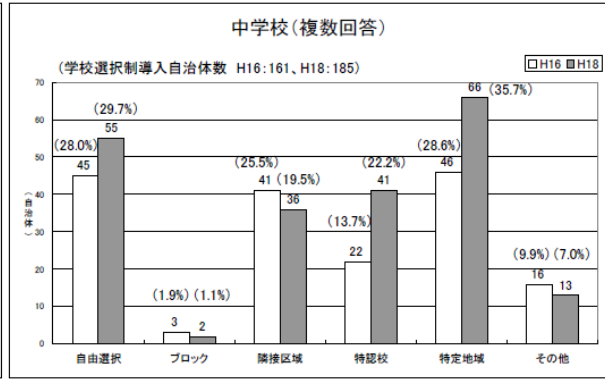
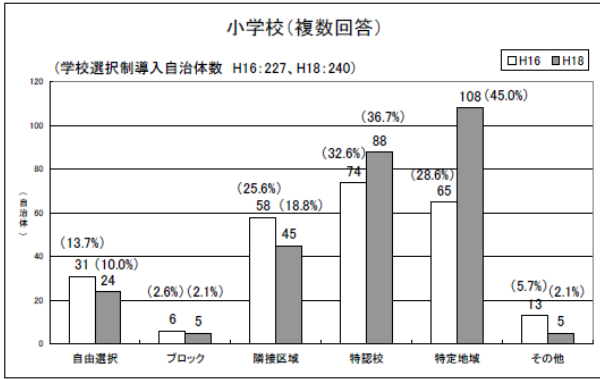
- 平成18年5月1日現在の全国の自治体（市町村、学校組合）。
- 学校選択制については平成18年5月1日現在の制度の有無について、就学校指定の変更については平成18年度の入学者及び平成17年度の在籍児童生徒に関わる状況について調査。
- 本資料中においては、「当該市町村内に2校以上の小学校（中学校）を置く自治体」を母数として記述。

調査対象自治体数(平成18年5月1日現在)	(参考)前回調査 (平成16年11月1日現在)
回答自治体(総計)・・・1,872自治体	3,051自治体
総計のうち、当該市町村内に2校以上の小学校を置く自治体 ・・・1,696自治体【90.6パーセント】	2,576自治体 (84.4パーセント)
総計のうち、当該市町村内に2校以上の中学校を置く自治体 ・・・1,329自治体【71.0パーセント】	1,448自治体 (47.5パーセント)

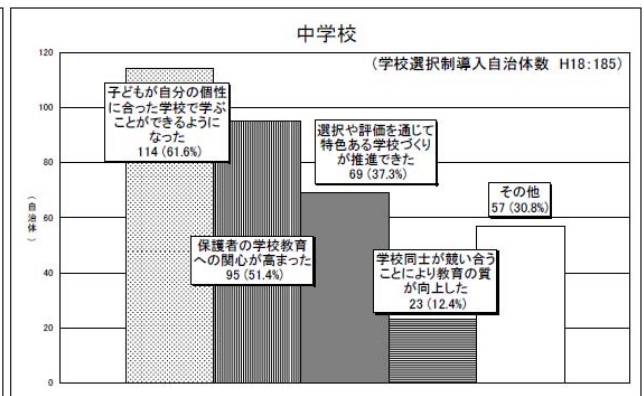
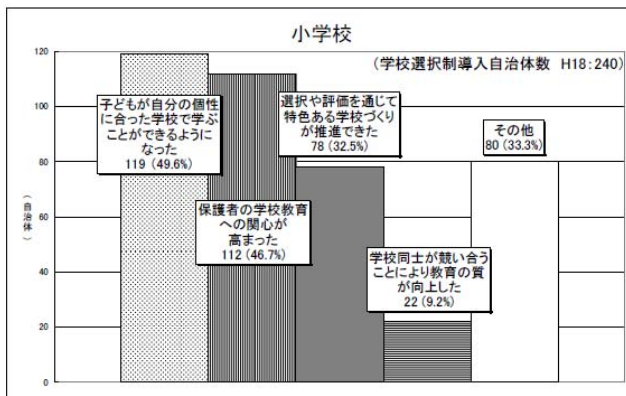
# 学校選択制の実施状況



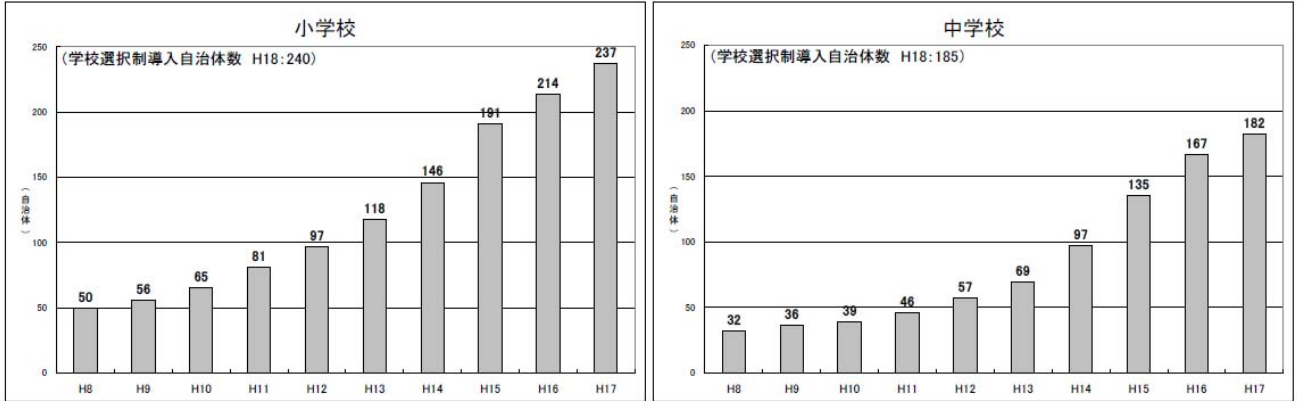
# 学校選択制の形態



# 学校選択制を導入してよかったこと (複数回答)

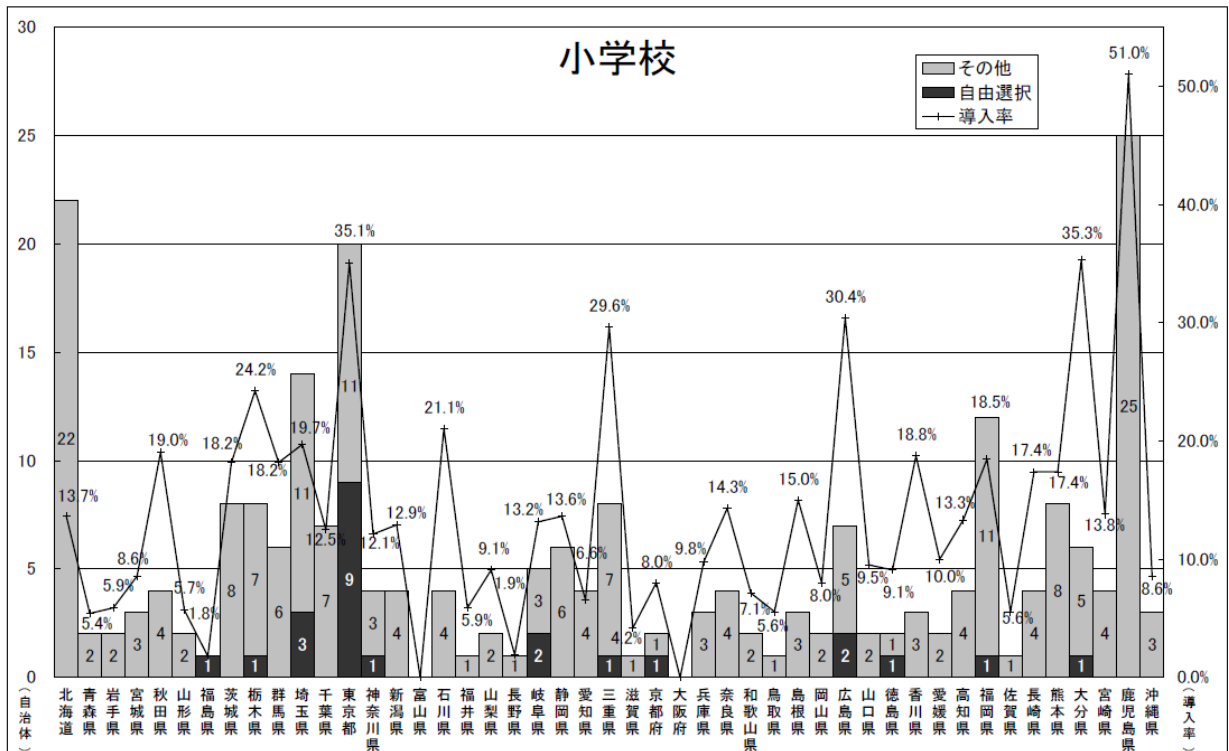


# 学校選択制の導入時期（累計）



- ※1 以上のほか、学校選択制を導入しているが導入時期が不明な自治体が3自治体ある。
- ※2 表中の年度は、翌年度入学者を対象としていることを意味する。（例えば「H17」は、平成18年度入学者が対象。）

# 学校選択制の実施状況（都道府県別（含：政令市）、複数回答）







## Ⅱ. 学校選択制導入自治体の認識

学校選択制の状況について（文部科学省による平成20年度調査）より

- 各都道府県が抽出した市区町村教育委員会(※)とすべての政令指定都市教育委員会を対象に、平成20年4月1日現在の状況についてアンケートを実施

※ 学校選択制を導入している・導入していない市区町村からそれぞれ3市区町村程度

- ・ 市区町村教育委員会 … 262（うち学校選択制を導入しているもの：119）
- ・ 政令指定都市教育委員会 … 17（うち学校選択制を導入しているもの：9）
- ・ 政令指定都市教育委員会 … 17（うち学校選択制を導入しているもの：9）

### 学校選択制を導入している市区町村教育委員会の状況

#### 1. 学校選択制の導入の検討を始めるに当たっての課題、背景について

##### ○ 保護者や地域住民からの学校選択のニーズ

- ・ 就学指定校の変更を求める相談が増加し、それに対応し指定校変更者の数も増加してきている実態があった。
- ・ 私立中学への高い進学率から子どもに最も適した教育を受けさせたいとの保護者の強い希望が背景にあった。
- ・ 中学校の適正規模維持のため、1つの小学校の卒業生を2つの学校に分けて指定していたが、保護者の不満が強く、自由校区にしてほしいとの要望が寄せられていた。
- ・ 市民対象の教育に関するアンケートで、学校を選びたいという回答が約6割あった。
- ・ 近くに学校があるのに、指定される遠くの学校に通わなければならないという通学区域制度上の課題があった。
- ・ 居住地近隣に学校があるにもかかわらず、通学すべき学校が遠距離にある場合、児童生徒の通学に関わる負担や安全面から近隣の学校に就学させたいとする要望があった。
- ・ 就学指定校に希望する部活動がないため、校区外の学校への入学を希望する生徒が出てきた。やりたい部活動がある中学校に入れたいがために、無理矢理、住所異動をしたケースがあった。

##### ○ 市町村合併や学校の再編

- ・ 学校の移転・新設・市町村合併等により、通学距離が現状に沿わない状況が発生する場合に、通学路の安全面や、行政区と学区との整合性について保護者や地域と協議が必要だった。
- ・ 市町村合併して同じ市の小学校が目の前にできたにもかかわらず、現行の通学区の線引きによって従来の指定校にしか行けないという状況を認識していた。

- ・ 市町村合併により新たに生じた通学距離の著しい偏りに対処する必要に迫られ、早急に通学区域の見直しを行わなければならない状況であった。

#### ○ 地域内の住宅事情や交通事情の変化

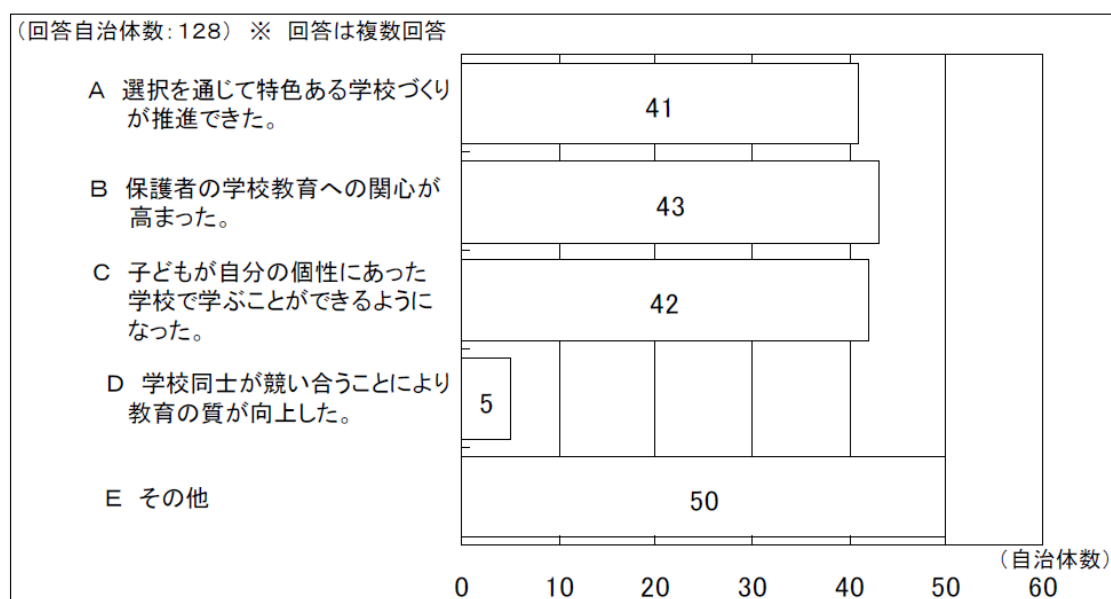
- ・ 道路整備及び宅地開発により、区域の境界に住宅地が形成され、通学距離や地理的条件等により、指定された通学区域よりも隣接した区域の学校が近い家庭が多くなってきた。
- ・ 市街地中心地及び山間部の児童生徒数の減少と、市街地周辺部の児童生徒数の増加により、学校間で学校規模の格差が生じていた。
- ・ 新興住宅地の開発により住所地による指定校と行政区による指定校が異なったため。
- ・ 児童数の急激な増加のため、近隣の小学校へも就学できるようにした。
- ・ 国道のバイパス道路新設に伴い、校区の一部の児童生徒にとって交通事故の危険が高まったため。

#### ○ 少子化や学校・地域の活性化

- ・ 人口減少が続き複式学級に該当するまで児童数が減少する事態となり、複式学級を避けるために、他地区の児童を受け入れざるを得なくなった。
- ・ 山間部の小規模校の児童数の減少により、学校の存続が危ぶまれるとともに、学校行事等の取組についても人員が不足するなど、学校運営にも支障をきたす状況だった。
- ・ 島しょ部を中心とする小規模校が近年さらに極小規模校化してきているが、これらの学校は、豊かな自然環境の中にあり、それらを活用して特色ある教育活動を行うことや、逆に少人数を生かした教育を行うことを生かしたかった。
- ・ 児童生徒数が減少している小規模校の地域において、校区外からの児童生徒の就学が可能であれば、地域として学校行事等に協力し、地域を活性化していきたい旨の要望があった。
- ・ 極小規模校においては、児童が減少しており、将来的にも減少が続くことが見込まれることから、学校の活性化への取組が必要とされていた。



## 2. 学校選択制の導入による成果について



### A 選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた

- ・ 自主的な教育活動やより開かれた学校づくりに積極的に取り組んでいる。
- ・ 学級取組を地域、保護者に情報発信しようとする姿勢が以前より見られるようになった。
- ・ 各校が授業に工夫を凝らしている。
- ・ 自校のマネジメントを今まで以上に意識するようになった。
- ・ 校内研修など積極的に取り組み、学習指導法などの研究の特徴が現れてきた。
- ・ 基本的な生活習慣や、学びの習慣化の定着などを図る保護者への啓発活動が盛んになるなど、個性を生かした魅力ある学校経営が行われるようになった。
- ・ 地域の特色や小規模校の利点を活かし、個性的な教育活動（体験学習、地域行事への参加、屋外スポーツ等の取組、異学年グループによる活動等）が展開されている。
- ・ 私立中学校への進学が若干減少傾向になり、公立学校への志向が増加した。

### B 保護者の学校教育への関心が高まった

- ・ 保護者は、子どもとの話し合いを通じ、子どもに適した学校、将来の進路などについて考えるなど、選んだ学校に対して意識が高まり、学校の教育活動に対する関心も高まった。
- ・ 学校選択制の保護者説明会には、毎回大勢の保護者が参加して、制度以外にも学校に関する質問等が数多く出され、積極的に学校と関わりを持つ保護者と学校との新たな関係づくりができた。
- ・ 保護者が学校により深い関心を持つことにより、保護者の意見・評価を通じて特色ある学校づくりを推進できる。
- ・ 学校公開日への申込者数の増加など、学校を訪れる人の数が増えた。
- ・ PTA役員に立候補するなど、学校に対する支援の姿勢がより強く発揮されるようになった。

- ・ 通学区域外の保護者もPTA活動に前向きに参加している。
- ・ 保護者の思いが教育活動全般に反映することから、PTA活動をはじめとした学校行事に対し保護者の積極的な参加が見られる。

### C 子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった

- ・ 部活動（スポーツ、文化活動など）で就学指定校以外の学校の選択肢が広がった。
- ・ 個性に合った学校規模の学校を選ぶことができた。
- ・ 自分のやりたいことができる学校、自分に合う校風の学校が選べたことで、生き生きと学校生活を送ることができるきっかけとなっている。
- ・ 通学区域内の学校で適応しなかった子どもたちが、心を開いて通学できるようになり、好ましい人間関係が培われ、遊びや勉学を通じて、自分らしさを発揮することができるようになった。
- ・ 自分が主体的に行動しなければ事が進まないという小規模校の中で、積極性や主体性が育っている。

### D 学校同士が競い合うことにより教育の質が向上した

- ・ 各学校において基礎学力の着実な定着を実現するための教育活動の展開を図るような努力が見られるようになった。
- ・ 各学校が学区希望制の取組（学校紹介パンフレットの作成や学校説明会の実施など）の中で情報を共有し、自校の特色を再認識することができ、互いが高め合う相乗効果が生まれた。
- ・ きめ細かな学習指導や生徒指導の充実及び学校情報の積極的な公表など、学校の活性化を図ることができた。
- ・ 選択後、その要求に応える教育実践を行うため、学力向上をはじめ、あらゆる教育活動に責任ある姿勢が見られるようになった。
- ・ 教員・生徒が、「自分たちが頑張らねば生徒が来なくなる」との危機感を持つようになった。

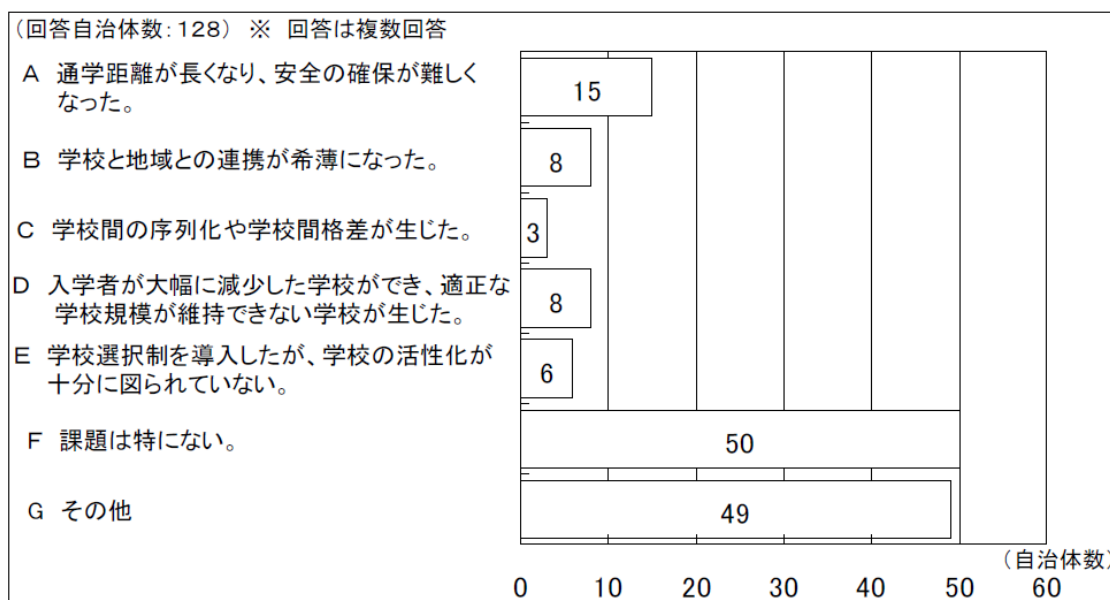
### E その他

- ・ 通学距離が短くなり、通学時間の短縮や登下校時の安全が確保されるようになった。
- ・ 地理的に通学区域の境において、通学距離の適正な平準化を図ることができた。
- ・ 各学校が学校説明会を実施するなど、学校の方針等を積極的に発信するようになった。（学校ホームページにも工夫が見られるようになった。）
- ・ 固定化した人間関係が崩れたことにより、新しい人間関係が生まれた。
- ・ 急激な児童数の増加が抑制され、教育環境が改善されつつある。
- ・ 自治会の要望に応えることにより地域住民の連携が強まった。
- ・ 保護者の意向を反映できるようになった一方、学校間で偏りが生じ、増加した学校では教室の確保が、減少した学校では減少に歯止めをかける努力が必要となった。
- ・ 制度利用者の9割以上の保護者が利用して良かったと思っている反面、地域活動への参加に戸惑いを感じている保護者の存在も浮き彫りになったことで、制度見直しに向けて

の好材料となった。

- ・ 山村地域の小規模校で、大自然の環境の中、少人数での学級編制の中での教師との関わりや、地域の高齢者を含む住民との関わりの中で、不登校生徒が登校できるようになるなどの効果があった。

### 3. 学校選択制の導入による課題について



#### G その他

##### <学校の受入体制>

- ・ 学級数等の確定がぎりぎりまでかかる等、教員の配置等に課題がある
- ・ 新たな通学路の整備が必要となっている。
- ・ 学校規模や施設の状況により、生徒の受入に限界があるため受入枠を設定しているが、その結果、希望者が集中する学校については、希望どおり入学できないこともある。
- ・ 地域性の問題もあり、選択により大規模化している学校がある。
- ・ 学校規模の適正化について、一時的な効果はあったが、地域の社会増減に差が出てきているので、再度見直しを検討している。
- ・ 中学校の生徒指導において、情報収集等が困難となった。
- ・ 生徒の通学範囲が広がったため、生徒指導が広域化し、家庭訪問がしにくくなるなどの問題が生じた。
- ・ 通学距離が長くなったわけではないが、単独での通学となることによる心配がある。

##### <地域との関係>

- ・ 保護者に地域との連携意識がなくなった。
- ・ 同地域から複数の学校へ通学するため、各学校と地域の連携を密にするための配慮が必要となる。

##### <学校の選択行動、保護者・児童生徒の意識>

- ・ 学校の個性よりも、通学の利便性や学校の立地条件などで判断される傾向がある。
- ・ 兄弟姉妹が通う学校が異なってしまう可能性がある。

- ・ 学校選択制の目的と保護者・児童生徒の希望理由との差異を検討し、改善していくことが必要である。
- ・ 学校選択制を利用した児童生徒の中で、子ども会行事の所属意識や活動の意欲に差がある。
- ・ 山村地域の小規模校で豊かな自然環境の中で学ばせたいという希望者だけでなく、通学している学校で不応適となっている児童が通うケースが増加してきており、そのようなイメージも持たれてきている。

#### <その他>

- ・ 学校選択制の広報活動の充実が必要となっている。
- ・ 応募者が極めて少ないことに憂慮している。

### 4. 学校選択制を導入したことによる課題に対する改善の工夫について

#### ○ 各課題に対して実際に行っている内容

##### <学校の受入体制>

- ・ 各学校規模を定め、学区外からの受入可能人数を決定し、これを超えた場合は抽選を実施している。これにより学区内外の比率や入学者数の偏りを緩和させる。
- ・ 各学校の受入枠は、多くの生徒を受け入れられるよう、他学区を選択した生徒の分を加算して調整している。また、落選者に待機登録を行い、当選者から私学進学等による辞退があった場合は、繰り上げ当選できるようにしている。
- ・ 受入校の普通教室の確保（増築の実施）を行っている。
- ・ 通学路の補修、整備等、通学路の安全対策を行っている。
- ・ スクールガード組織等を強化し、登下校時における子どもの見守り等、安全・安心の体制づくりについて工夫している。
- ・ 中学校選択制において、通学距離が長くなり安全の確保が難しくなったため、選択できる中学校の範囲を中学校区に隣接するものから小学校区に隣接するものに狭め、安全の確保への一定の配慮を行った。
- ・ 通学費の補助対象区間を設け、遠距離通学の一部援助を行っている。

##### <地域との関係>

- ・ 保護者に地域との連携意識がなくなったため、地域の育成会活動等に協力するようお願いしている。

##### <その他>

- ・ 学校選択制に関する学校説明会の実施やホームページによる学校情報の公開を行っている。
- ・ 広報やマスコミ等を利用してPRに努めている。

【参考】 回答自治体（128自治体）における学校選択制に関する検討・実施の状況

（1） 学校選択制の導入に当たっての検討会議等の設置状況について

① 検討会議等の設置有無

- ・ 設置した … 74（58%）
- ・ 設置していない … 54（42%）

② 検討会議等の委員構成

（回答自治体数：74） ※ 回答は複数回答

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ・ 地域代表を入れている … 49  | ・ 保護者を入れている … 55   |
| ・ 学校関係者を入れている … 67 | ・ 学識経験者を入れている … 53 |
| ・ 行政関係者を入れている … 46 | ・ その他の者を入れている … 38 |